

【資料 1】

インターンシップ情報発信強化事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「インターンシップ情報発信強化事業」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務名 インターンシップ情報発信強化事業業務委託
- (2) 業務の仕様等 別添【資料 2】インターンシップ情報発信強化事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託予定期間 契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで
- (4) 委託の上限額 5,050,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 事務局

秋田県 産業労働部 産業政策課デジタルイノベーション戦略室
住所 〒010-8572 秋田市山王三丁目 1 番 1 号（秋田県庁第二庁舎 5 階）
電話 018-860-2245 E-Mail digital@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- | | | |
|------------------------|--------------------|----------|
| (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 | 令和 7 年 4 月 11 日(金) | |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和 7 年 4 月 18 日(金) | 午後 5 時まで |
| (3) 上記質問に対する回答の掲示 | 令和 7 年 4 月 23 日(水) | 午後 5 時まで |
| (4) 参加資格確認申請書の受付 | 令和 7 年 5 月 8 日(木) | 午後 5 時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和 7 年 5 月 12 日(月) | |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和 7 年 5 月 14 日(水) | 午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書等の受付 | 令和 7 年 5 月 19 日(月) | 午後 5 時まで |
| (8) プレゼンテーション審査（オンライン） | 令和 7 年 5 月 21 日(水) | |
| (9) 企画提案審査結果通知 | 令和 7 年 5 月 26 日(月) | (予定) |
| (10) 契約前協議・契約締結 | 令和 7 年 5 月下旬 | (予定) |

4 企画提案競技に係る書類について

(1) 必要書類

応募に必要な書類は、秋田県公式 Web サイト「美の国あきたネット」の「分野別－県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペコンペ情報」及び「部署別－産業労働部－産業政策課デジタルイノベーション戦略室－募集中（イベント、その他）」に掲載します。

(2) 掲載書類

- ①【資料 1】インターンシップ情報発信強化事業業務委託企画提案競技実施要領（本書）
- ②【資料 2】インターンシップ情報発信強化事業業務委託仕様書
- ③【資料 3】インターンシップ情報発信強化事業企画提案競技審査要領
- ④【様式 1】実施要領等に関する質問票
- ⑤【様式 2】企画提案競技参加資格確認申請書

- ⑥【様式3】会社概要及び過去2年間の主な業務実績
- ⑦【様式4】企画提案書
- ⑧【様式5】企画提案競技参加辞退届

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

- (1) 秋田県内に本社、支社、支店又は営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者、若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者、若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しないこと。
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。
- (7) 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

6 手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、次のとおり、書類を提出してください。

①提出書類

【様式1】実施要領等に関する質問票

②提出期限

令和7年4月18日（金） 午後5時まで

③提出方法

2の事務局あてに電子メールで提出してください。（郵送、持参は不可）

④回答方法

令和7年4月23日（水）午後5時までに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野別－県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペ情報」及び「部署別－産業労働部－産業政策課デジタルイノベーション戦略室－募集中（イベント、その他）」に掲載します。

- (2) 参加資格の確認

企画提案競技への参加者は、次のとおり書類を提出し、参加資格の確認を受けてください。

①提出書類（共通）

- ア 【様式 2】 企画提案競技参加資格確認申請書
イ 【様式 3】 会社概要及び過去 2 年間の主な業務実績
(添付書類) a. 定款、規約又はこれに類するもの

b. 直近 2 期分の決算書

c. 会社案内、パンフレット等の事業概要が分かる資料

②提出期限

令和 7 年 5 月 8 日(木) 午後 5 時まで

③提出方法

2 の事務局あてに電子メールで提出してください。(郵送、持参は不可)

※提出したメールへの返信にて受領確認を行いますので、返信がない場合事務局あてにお問い合わせください。

④結果通知

令和 7 年 5 月 12 日(月)までにメールで通知します。

⑤留意事項

ア 提出時にメールの件名を「インターンシップ情報発信強化事業参加資格確認申請書」としてください。

イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。

エ 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。

オ 参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに 2 の事務局に連絡してください。

(3) 参加が認められなかった場合の理由の説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して次のとおり、その理由の説明を求めることができます。

①提出書類及び提出方法

2 の事務局に電子メールで書面(様式任意)を提出してください。

②提出期限

令和 7 年 5 月 14 日(水) 午後 5 時まで

③説明方法

上記書面を受理した時から 7 日以内に、県は説明を求めた者に対し、書面(電子メール)でその理由を説明します。

(4) 企画提案書の提出

企画提案競技への参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

①提出書類

ア 【様式 4】 企画提案書

サイズは A4 版横 20 ページ以内とし、様式中の項目を網羅した提案書としてください。

イ 見積書

委託内容(業務委託仕様書のとおり)の見積書と積算根拠を明らかにした見積内訳を提出してください。

なお、見積額が「1(4) 委託額の上限」を上回った場合は審査の対象としません。

ウ 「賃金水準の向上」に関する書類(該当する場合のみ)

【資料３】企画提案競技審査要領における「別紙（賃金水準の向上）」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

＜提出書類一覧＞

区 分		提 出 書 類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	(ア) 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	(イ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	(ウ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	(エ) 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

(ア) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１ 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

(イ) 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(ウ) 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１ 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

(エ) 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

エ 「女性の活躍推進」に関する書類（該当する場合のみ）

【資料３】企画提案競技審査要領における「別紙（女性の活躍推進）」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
都道府県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

②提出期限

令和７年５月１９日(月) 午後５時まで

③提出方法

2の事務局あてに電子メールで提出してください。（郵送、持参は不可）

④留意事項

- ア 提出時にメールの件名を「インターンシップ情報発信強化事業企画提案書」として
ください。
- イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- ウ 提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- エ 提出できる企画提案書は、1参加者1案とします。
- オ 2の事務局が受理した提出書類は、これを書き換えたり撤回することはできません。

7 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

（1）委託候補者の選定方法

委託候補者の選定は、【資料3】企画提案競技審査要領に基づき行います。

（2）審査会の開催

- ① 原則、提案者によるプレゼンテーションに基づき審査します。
- ② 審査会は、Web会議システムを利用して実施します。
- ③ 開催日は、令和7年5月21日(水)を予定していますが、詳細は別途通知します。
- ④ 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知します。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがあります。

（3）苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して2日（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含めない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができます。

8 契約に関する事項

（1）契約先

上記7により選定された委託候補者と委託の上限額の範囲内で単独随意契約を締結します。

（2）企画提案内容と業務

企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書の一部として取り扱います。

契約の締結に当たっては、審査会における意見を踏まえ、委託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、仕様書及び企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合があります。その場合は、委託契約額を協議により別途決定します。

（3）企画提案競技及び契約の不成立等

上記7により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約を締結しないとき、又は合議に至らない場合は、その選定を取り消します。

（4）再公募

（3）の場合は、再度、企画提案競技を実施することがあります。

（5）契約保証金

- (1) 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号、以下「規則」という。）第 177 条第 1 項に基づき、契約額の 10 分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付する必要があります。

ただし、規則第 178 条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除します。

- (2) 受託者が納付した契約保証金は、規則第 179 条の規定により還付します。

9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を禁止します。
- (2) 企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。
- (3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

10 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとします。